

神奈川県看護師等修学資金貸付(2年課程) Q&A

Q 1. 修学資金の貸付者決定方法はどうなっていますか。

A 1. <2年課程進学支援修学資金>

県において修学資金の主旨に沿って選考を行います。

Q 2. 一般修学資金、特例貸付修学資金との併用はできますか。

A 2. 一般修学資金、特例貸付修学資金との併用はできません。

Q 3. 他の修学資金等との併用はできますか。

A 3. 神奈川県による給付制度や貸与制度でなければ原則可能です（例外があります。Q 4 を御確認ください）。

ただし、もう一方の神奈川県以外の貸付制度が不可としている場合がありますので御注意ください。

Q 4. 国の高等教育の修学支援新制度との併用はできますか。

A 4. 併用は不可としております。

貸付決定以前に併用が判明した場合、修学資金を辞退していただく可能性があります。

Q 5. 看護師等修学資金の選考対象は1年生のみですか。

A 5. 学年は問いません。

Q 6. 修学資金貸付申請書（第1号様式）の続き柄には、誰を記入すればいいですか。

A 6. 世帯（生計を一にしている者を含む）の構成者全員を記入してください。

なお、世帯は原則、住民票で判断するため、申請書の続き柄(世帯)と住民票の内容が一致するように書類を用意してください。また、その構成者全員の住民税の課税状況がわかる書類を用意してください。

Q 7. 連帯保証人の条件はありますか。

A 7. 連帯保証人は2人とも、成年者で独立の生計を営む者で、それぞれが別生計としてください。連帯保証人1人で債務を負うことができるかを考えますので、成年者であっても扶養されている者は連帯保証人になることはできません。

例えば、同一生計の父と母は双方に収入があっても同時に連帯保証人として立てる事はできません。

Q 8. 要件にある「世帯」に含まれるのは、どういう場合ですか。

A 8. 「世帯」とは、生計を一にしている場合を含んでいます。

「生計を一にする」とは、必ずしも同居を要件とするものではなく、例えば、勤務、修学、療養等の都合上別居している場合であっても、余暇には起居を共にすることを常例としている場合や、常に生活費、学資金、療養費等の送金が行われている場合には、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

なお、親族が同一の家屋に起居している場合には、明らかに互いに独立した生活を営んでいると認められる場合を除き、「生計を一にする」ものとして取り扱われます。

※ 住民票の住所が同じ場合、何らかの事情で居住地が違っているとしても同一世帯みなします。

Q 9. 住民票の写しは申請者がわかれば良いですか。

A 9. 申請者を含む世帯全員がわかるもの（世帯主がわかるもの）を提出してください。住民票の写しに必要な情報は、個人番号以外のすべての情報（氏名・住所・生年月日・本籍地・世帯主等）となりますので、これらの情報が記載されたものを提出してください。

また、住民票の写しは市区町村の窓口で交付された原本の提出が必要です（市町村民税課税（非課税）証明書も同様）。

申請後、決定した場合は、連帯保証人2名の住民票の写しが必要となります。

Q10. 市町村民税課税(非課税)証明書はいつのものになりますか。

A10. 令和5年度（令和4年1月～令和4年12月までの所得金額）の市町村民税課税(非課税)証明書です。この年度以外の市町村民税課税(非課税)証明書や市町村民税課税(非課税)証明書以外の書類では受け付けませんので、御注意ください。

なお、市町村民税課税(非課税)証明書は市区町村の窓口で交付された原本の提出が必要です。

Q11. 住民税が均等割のみとはどういうことですか。

A11. 市町村民税課税(非課税)証明書の「所得割額」欄に「0」円の記載があり、「均等割額」欄に「1」円以上の記載がある場合です。